

工事請負の入札に係る最低制限価格（最低制限価格算定基礎額）の見直しについて

ダンピング受注の防止や契約価格の適正化等を一層図る観点から工事請負の入札に係る最低制限価格の算定基準を見直します。

算定基準見直しの概要

- ① 算定式1のうち、一般管理費の割合を0.55から0.68へ引き上げる。
- ② 算定式1のただし書きのうち、10分の9を10分の9.2へ、10分の7を10分の7.5へそれぞれ引き上げる。
- ③ 算定式2のうち、10分の7を10分の7.5へ、10分の9を10分の9.2へそれぞれ引き上げる。
- ④ 適用欄の「契約予定金額」を「予定価格」へ見直す。

1 算定基準

（最低制限価格算定基礎額の算定式）

	現 行	改 正
算定式	1. 予定価格算出の基礎となった直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋ <u>一般管理費×0.55</u> ただし、その額が予定価格に <u>10分の9</u> を乗じて得た額を超える場合にあつては <u>10分の9</u> を乗じて得た額とし、予定価格に <u>10分の7</u> を乗じて得た額に満たない場合は <u>10分の7</u> を乗じて得た額とする。	1. 予定価格算出の基礎となった直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋ <u>一般管理費×0.68</u> ただし、その額が予定価格に <u>10分の9.2</u> を乗じて得た額を超える場合にあつては <u>10分の9.2</u> を乗じて得た額とし、予定価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額に満たない場合は <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額とする。
	2. 特別なものについては、1にかかわらず、予定価格の <u>10分の7</u> から <u>10分の9</u> の範囲内の額。	2. 特別なものについては、1にかかわらず、予定価格の <u>10分の7.5</u> から <u>10分の9.2</u> の範囲内の額。
適用	契約予定金額が130万円を超える工事	<u>予定価格</u> が130万円を超える工事

2 ランダム係数

令和2年4月13日以降に入札を行うものからランダム係数を導入しています。

① ランダム係数の仕組み

「1 算定基準」により算定した最低制限価格算定基礎額に「ランダム係数」を乗じ、最低制限価格を設定する。

$$\boxed{\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格算定基礎額} \times \text{ランダム係数}}$$

※算出は税抜で行い、合計金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

② ランダム係数の値

パソコンにより乱数を使用して無作為に算出される「0.9995」から「1.0050」まで、0.0001刻みの56通り。

3 適用時期

令和4年7月1日以降に入札を行うものから適用します。